

就業後のサポート

【農業・漁業・林業】

研修を受けて、さあ独立してやっていく ぞ!! と思っていても、天気や病害虫など自 然を相手に安定的に収入をあげるまでには、 不安はつきものです。就業を定着させるた めに、年間150万円を上限に就業後最長5 年間の給付金を支給します。

【漁業】

- ①親元で就業する人には、年間60万円を最 長5年間給付します(45歳未満は最長5 年間、45歳以上は最長2年間)。
- ②漁業経営しながらの長期研修制度。
- ③新たな漁法の習得や漁業技術の追加研修 制度もあります。
- →23研修期間中、給付金や雇用契約など で生活の安定が図られます。

その他にも…

【農業】

- ●定年退職して、農業経営を始めたい…
- →5アール程度から始めるハウス栽培や露 地栽培の資材費の補助。
- →JA指導員やプロの農家など「技術のお師 匠」とグループ栽培しながら学ぶ。
- ●施設を整備したい
- →経費の50%を補助(上限あり)。 雇用を生み出す施設を整備した場合や親 元就農者が経営継承後、規模拡大や所得向 上のための施設整備を行った場合。

【漁業】

●漁船リース補助(就業5年未満の人) 動力漁船や水産機器などのリース契約を 漁協と結んだ場合、リース物件の購入価格 の最大2分の1を助成します。

漁師になりたい

就業前のサポート

農業経営を 始めたい

【農業】

- ●生産技術や経営知識を教えてくれる「研 修先」を紹介します。
- ●研修期間中も年150万円の給付金が最長 2年間受け取れます。
- ※今年度からは、親元(3親等以内の親族) で就農する場合にも一定要件(1年後の経 営継承と規模拡大など)をクリアすれば、 120万円を1年間受けられます。

【漁業】

- ●長期研修では、実践的な漁業技術の習得 や水産知識を学ぶ座学、船舶免許などの 資格取得のための支援が受けられます。
- ●研修期間中も年150万円の給付金が最長 2年間受けられます。

【林業】

- ●林業について知りたい人は、林業体験研 修を受けることができます。
- ●就業を希望される人(43歳未満)は、県が 実施する研修を受けながら、給付金が受 けられます。



安心して研修を受けていただき、就業への 基礎知識を身に着けていただきます!



【問い合わせ先】農業:農業振興課☎326792/漁業:水産振興課☎326791/林業:農林整備課☎326793



'良質な農林水産物に支えら

【支援の概要】

■就業前 (研修期間)

- ●実践的な技術や経営知識を習得するための各種研修を受ける ことができます。
- ●研修期間中は給付金を受けられる制度があります。

■就業後(定着期間)

定着までの一定の期間支援します(農業、林業、漁業とも)。

- ●45歳未満の就業者…独立や経営を継承する場合の給付金制度 (年間150万円を上限、最長5年間)。
- ●45歳以上の就業者…上記と同様の給付金制度(年間150万円 を上限、最長3年間)。

〈新たな取り組み〉

- ○国や県の支援対象とならない親元での就業にも市独自で支援 を行います。
- ※詳細な内容は農林漁業それぞれで異なりますので各担当課に お問い合わせください。

25 | 市政だより 天草 No.265 2017.5